別記様式第13号（第13条第６項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者）　　様

静岡大学長　　　　　　　　　　　　　　印

　（元号）　年 　月 　日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について，静岡大学情報公開取扱規則第１３条第６項の規定に基づき，下記のとおり，減額（免除）することとしましたので通知します。

記

１　対象となる法人文書とその開示の実施方法

　　　法人文書の名称：

　　開示の実施方法：

２　開示実施手数料を減額（免除）する額

　　　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人静岡大学長に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人静岡大学を被告として，静岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。